

# **相談支援専門員、サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者にかかる研修について**

※本資料は厚生労働省の資料を抜粋して作成しています。

# I 研修日程

# 研修日程

令和7年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者等に係る県研修については以下のとおりとします。

また、研修案内については、障害福祉サービス運営法人等あてに送付するとともに県障害福祉課ホームページに掲載する予定です。

## 相談支援事業従事者養成研修

○初任者研修 A（相談支援専門員として従事する予定の方）

初任者研修 B（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事する予定の方）

日程：6月下旬～予定

○現任研修

日程：10月上旬～予定

※ 例年、実施の2か月前より募集開始

# 研修日程

## サービス管理責任者等研修

令和7年度のサビ管等研修は、**県が実施主体の研修**と**指定事業者による研修**を実施予定です。  
どちらを受講していただいてもサビ管等の資格取得ができますので、受講の選択肢が広がります。

### ○県実施研修（対面による従来通りの研修）

基礎研修（相談支援従事者初任者研修B以上を受講・修了している必要があります）

日程：10月頃実施予定

実践研修

日程：1～2月頃実施予定

更新研修

日程：9月頃実施予定

※例年、実施の2か月前より募集開始

### ○指定事業者研修（オンライン研修予定）

基礎研修

日程：概ね月に1回程度実施

基礎研修

日程：概ね月に1回程度実施

基礎研修

日程：概ね月に1回程度実施

※随時募集予定



※詳細については今後障害福祉課HP等で公開します。

# 令和7年度中に基礎研修及び実践研修を修了し、令和8年度から配置する場合の受講例

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎	県		この期間に基礎研修を受講					対面 北、南 各1回					
	指定		オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン
実践	県		6か月のOJT (条件あり) ①基礎研修受講までに配置の実務要件を満たしている ②基礎研修修了後、個別支援計画の作成に携わる ③上記を管内振興局等に届出							実践研修 受講			
	指定		オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン
更新	県						対面 北、南 各1回						
	指定		オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン	オン ライン

• 年度内に基礎研修及び実践研修を受講しサビ管等の資格取得をしたい場合、県実施の研修だけでは取得できません。

(基礎研修修了後に実務経験が最低6か月必要のため)

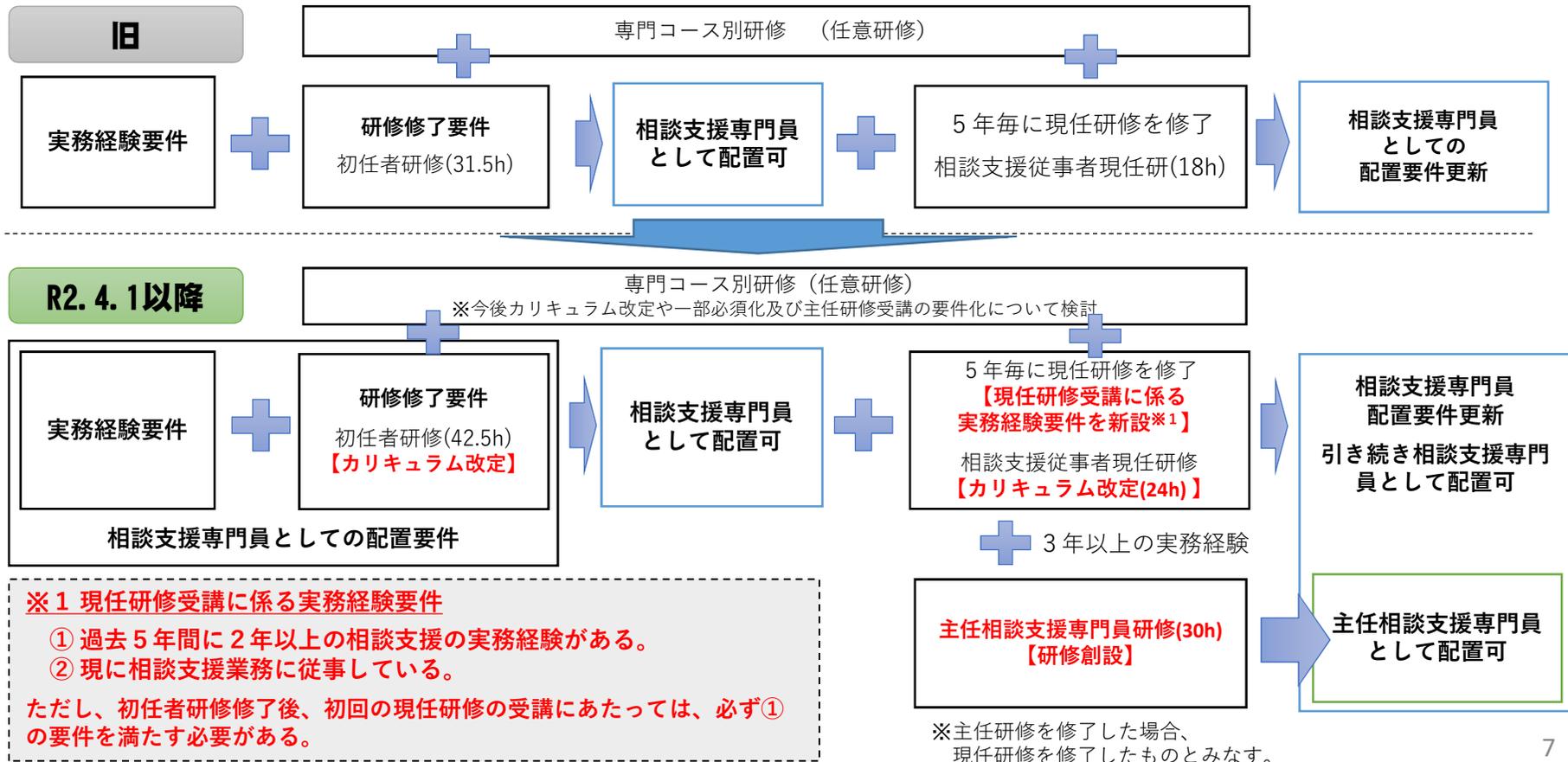
• 資格取得を急がれる場合は、指定事業者の研修を活用してください。

## II 相談支援専門員の研修制度

※研修受講に係る必要実務経験年数については別紙1（P13）をご覧ください。

# 相談支援専門員の研修制度（令和2年4月1日改定）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を従前より充実させる。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



## 相談支援専門員の実務経験

		業 務 内 容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10 年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5 年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3 年以上

※ 1 平成 18 年 10 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 18 年 9 月 30 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

### Ⅲ サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者の 研修制度

※研修受講に係る必要実務経験年数については別紙2. 3 (P14. 15) をご覧ください。

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

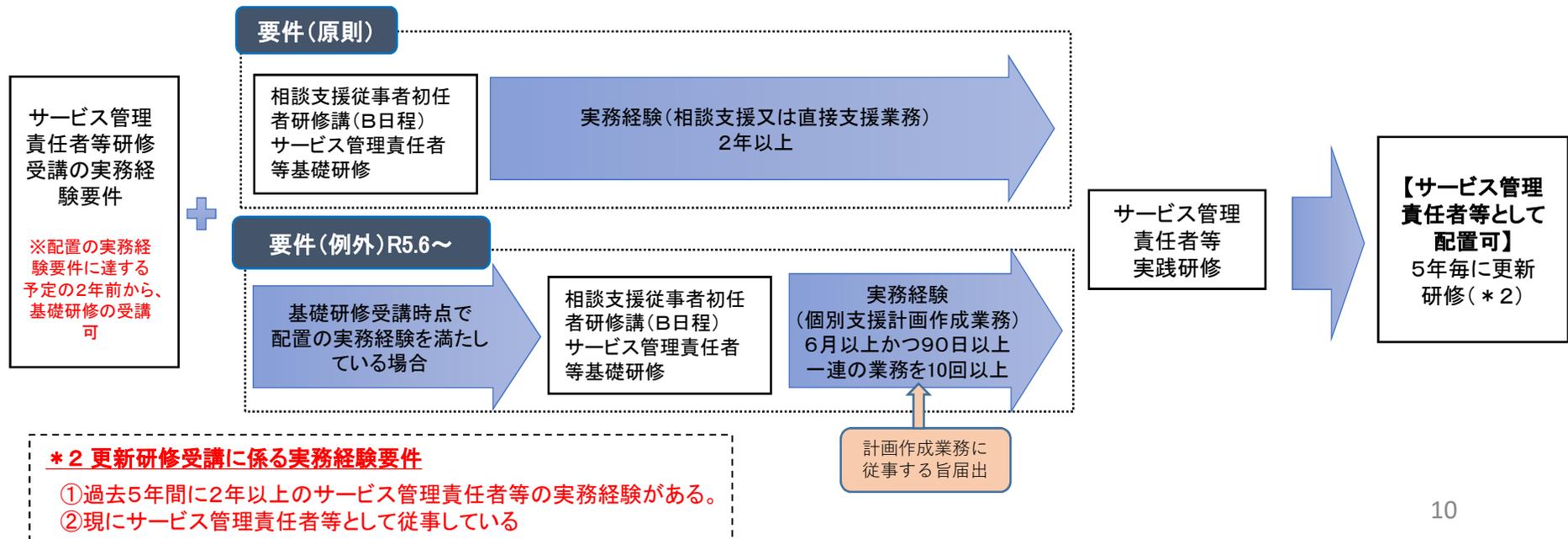
## 【R1改正】

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。

## 【R5. 6月改正】

- 一定の要件を満たした場合、実践研修受講にかかる実務要件を緩和。(下図参照)
- 一定の要件(①サビ管等配置のための実務経験要件を満たしている。②サビ管等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済み)を満たした場合、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、サビ児管のみなし配置期間を1年から2年に延長。
- 更新研修受講にかかる実務経験を緩和。(サビ管の更新研修について、自発管実務経験を要件として認める。自発管の更新研修について、サビ管実務経験を要件として認める。)

## サービス管理責任者等研修の流れ



# サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】 (平成31年度告示第109号)

児童福祉法【児童発達支援管理責任者】 (平成31年度告示第110号)

## 【1】 実務経験要件（配置に関する）

・条件により年限が異なる。(次スライド: 詳細は告示を参照。)

① 保有する資格及び ② 従事経験の業務内容 による。

## 【2】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

❖ 研修受講においても実務経験要件あり。

### ❖ 研修の受講に関する実務経験要件

1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。

2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。\* 一定の要件を満たすと例外的に6月以上の実務で受講可。

3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の業務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

## サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格※1	有資格者※2	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務  日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務  【告示イ(1)(一)】	a 地域生活支援事業、相談支援事業（特定（計画・障害児）、一般）、身体(知的)障害者相談支援事業	3年以上	5年以上	5年以上
		b 児童相談所、身体(知的)障害者更生相談所、福祉事業所、発達障害者支援センター、精神障害者社会復帰施設（旧精神保健福祉法）			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター			
		e 特別支援学校			
		f 病院もしくは診療所に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事任用資格を有する者 ②介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に相当する研修を修了した者 ③国家資格等（下記参照）を有するもの ④相談支援業務a～eの期間が1年以上の者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		3年以上	5年以上	8年以上
	(三) 直接支援の業務  入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務  【告示イ(1)(二)】	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病室（病室・診療所）であって医療法に規定する療養病床			
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業			
		c 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所			
		d 障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所			
		e 特別支援学校			
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。国家資格等による業務に従事していた期間が3年以上必要（実務経験年数と重複でも可）

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- ①社会福祉主事任用資格者（社会福祉士等）
- ②保育士（上記業務内容の事業を行っていない保育所の実務経験は日数参入不可）
- ③児童指導員任用資格者（精神保健福祉士、教員免許（幼稚園含む、養護教員除く）、大学又は大学院卒業（社会福祉学、心理学、教育学、社会学いずれかを専修する学科であること）、児童福祉事業実務経験等）
- ④介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に相当する研修を修了した者（介護福祉士等）
- ⑤（旧精神保健福祉法）精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者

# 児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)			
			国家資格 ※1	有資格者 ※2	それ以外の者	
<p style="text-align: center;">障害者 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は障害児 (児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p style="text-align: center;">イ 相談支援の業務</p> <p style="font-size: small;">自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p style="font-size: x-small;">〔告示イ(1)(一)〕</p>	(1)地域生活支援事業、相談支援事業(特定(計画・障害児)、一般)、身体(知的)障害者相談支援事業	3年以上	5年以上	5年以上	
		(2)児童相談所、児童家庭支援センター、身体(知的)障害者更生相談所、福祉事業所、発達障害者支援センター、精神障害者社会復帰施設(旧精神保健福祉法)				
		(3)乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター				
		(4)障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター				
		(5)学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校)				
		(6)病院もしくは診療所に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事任用資格を有する者 ②介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)に相当する研修を修了した者 ③国家資格等(下記参照)を有するもの ④相談支援業務(1)~(5)の期間が1年以上の者				
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	<p style="text-align: center;">ロ 直接支援業務</p> <p style="font-size: small;">入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p style="font-size: x-small;">〔告示イ(1)(二)〕</p>	(1)乳児院、助産施設、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病室(病室・診療所)であって医療法に規定する療養病床				8年以上
		(2)障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業				
		(3)病院、診療所、薬局、訪問看護事業所				
		(4)障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所				
		(5)学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校)				
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。**国家資格等による業務に従事していた期間が5年以上必要(実務経験年数と重複でも可)**

※2 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- ①社会福祉主事任用資格者(社会福祉士等)
- ②保育士
- ③児童指導員任用資格者(精神保健福祉士、教員免許(幼稚園含む、養護教員除く)、大学又は大学院卒業(社会福祉学、心理学、教育学、社会学いずれかを専修する学科であること)、児童福祉事業実務経験等)
- ④介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)に相当する研修を修了した者(介護福祉士等)
- ⑤(旧精神保健福祉法)精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者